

MahanaBODYSTYLE 会則

第1条 (目的)

MahanaBODYSTYLE (以下「本スタジオ」といいます。)は、会員 (本会則第8条所定の手続を経て本スタジオと契約を締結された方をいいます。以下同じです。)が本スタジオの施設で提供される各種サービスを利用することを通じて、会員の健康維持、健康増進、心身の育成を図ることを目的とします。

第2条 (適用範囲)

本会則は、本スタジオの施設で提供される各種サービスをご利用される方に適用します。

第3条 (運営・管理)

本スタジオの施設は、当社が運営・管理を行います。ただし、その運営・管理の一部または全部を、提携する第三者に委託する場合があります。

第4条 (会員制)

- 1.本スタジオは、会員のみが利用できる会員制です。
- 2.会員による本スタジオの利用範囲及び利用条件等については、別途定めます。

第5条 (会員)

会員は、本スタジオの施設の利用にあたり、本会則及びその他本スタジオが定めた事項を遵守し、本スタジオの施設スタッフ (以下「施設スタッフ」といいます。)の指示に従うものとします。

第6条 (会員の種別)

会員の種別は、別途定めます。なお、必要に応じて、新規会員種別の設定及び会員種別の変更、廃止を行うことができるものとします。

第7条 (入会資格)

本スタジオの入会資格は、本会則と同意書に同意した方で、かつ本スタジオが入会を承諾した方とします。ただし、以下の条件を満たさない場合には、入会資格がありません。

- (1) 医師から運動を禁止されておらず、本スタジオの施設の利用に堪え得る健康状態であることを本スタジオに申告いただくこと。
- (2) 妊娠されている方で、医師より許可を得ていない方
- (3) 感染症及び感染性のある皮膚病でないこと

- (4) 暴力団関係者、反社会的勢力関係者でないこと
- (5) 薬物による障害を有するものでないこと
- (6) 過去に本スタジオより本会則に基づく契約を解約されていないこと。ただし解約された方であっても、解約の原因が解消された場合等で、本スタジオが検討した結果、再入会資格を認めることがあります。

第8条 (入会手続)

- 1.本スタジオに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行うものとします。
- 2.前項の入会申込を行った場合に、本スタジオによる審査を受けたうえ、本スタジオが承諾したときに、本スタジオとの契約が成立し、本スタジオの会員となります。なお、利用開始日は別に定めます。
- 3.第1項の入会申込を行った場合であっても、本スタジオが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
- 4.会員は、入会后、本スタジオから身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。会員がその求めに応じない場合、本スタジオは、当該会員の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第19条第1項に定める諸費用を支払います。
- 5.未成年の方が入会しとするときは、本スタジオが特に認めた場合をのぞき、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申込みいただきます。この場合、親権者は自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとしします。
- 6.未成年について定めた前項の規定は、未成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第9条 (会員種別の変更)

- 1.会員が会員種別の変更を希望する場合には、本スタジオが別に定める期日までに本スタジオに変更届を提出するものとします。

第10条 (会員証)

- 1.本スタジオは、会員に対し公式アプリによる会員証を発行します。
- 2.会員は、本スタジオを利用する際には、会員証を提示するものとします。
- 3.会員は、会員証を第三者に貸与または譲渡することはできません。貸与または譲渡した場合は除籍するものとします。

4. 会員は、会員証を紛失した際には速やかに届けるものとし、再発行には**アプリの指示に従うもの**とします。

5. 会員は、会員資格を喪失した際には速やかに**会員証を削除するもの**とする。

第11条（会員たる地位の相続・譲渡）

本スタジオの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

第12条（会員以外の施設利用）

本スタジオは、特に必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本会則を適用します。

第13条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号に該当する場合は会員資格を喪失します。

- (1) 次条に定める退会の手続きを完了したとき
- (2) 第15条により除籍とされたとき
- (3) 会員本人が死亡したとき
- (4) 第24条に基づき本スタジオを閉鎖したとき

第14条（退会）

会員が自己都合により退会するときは、本スタジオが別に定めた期日までに、会員本人が本スタジオ所定の退会届を提出し所定の手続きを行うものとします。特別の事情がある場合を除き代理人による手続き又は電話その他の方法による申し出は受付できません。なお、会員は本スタジオに退会日までの諸費用を支払う義務を負います。

第15条（除籍）

本スタジオは、会員が次の各号に該当すると認めた場合は除籍することができます。

- (1) 本会則、その他本スタジオの定める規則に違反したとき
- (2) 本スタジオの名誉を毀損し、又は秩序を乱したとき
- (3) 故意又は重大な過失により、本スタジオの施設、設備などを破壊したとき
- (4) 第19条に定める諸会費を2ヶ月以上滞納し、請求があっても納入しなかったとき（但し、滞納分につきましては除籍後でもご請求させていただきます）
- (5) 施設スタッフの指示に従わないなどの行為によりスタジオ運営に支障をきたしたとき
- (6) 入会に際して虚偽の申告をしたとき
- (7) 会費の支払いが3ヶ月以上連続してないとき

- (8) 他の会員や施設スタッフに対し迷惑となる行為をしたとき
- (9) 第22条の禁止事項に違反したとき
- (10) その他本スタジオが会員として相応しくないと認めたとき

第16条 (休会)

本スタジオの一部の会員種別においては、休会制度を利用することができます。
(最大6か月間)

第17条 (届出内容変更手続き)

- 1.会員は、入会申込書に記載した内容その他本スタジオに届け出た内容が正確であることを保証します。本スタジオは、当該情報が不正解であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
- 2.会員は、入会申込書に記載した内容、その他本スタジオに届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
- 3.本スタジオより会員に通知する場合は、会員から届け出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本スタジオからの延着し、または届かなかった場合には、通常到達すべきときに本スタジオからの通知が会員に到達したものとします。

第18条 (個人情報保護)

本スタジオは、本スタジオの所有する会員の個人情報を、本スタジオが別途定める「個人情報保護についての取扱い事項」に従って管理するものとします。

第19条 (諸費用)

- 1.会員種別毎の会費を含む諸費用(以下「諸費用」といいます。)は、別に定めます。
- 2.会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて本スタジオが指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。
- 3.会員は退会手続きが完了するまでの間の諸費用を支払う義務があり、諸費用に未納金がある場合には全て完納するものとします。
- 4.一旦支払われた諸費用は、法令の定め、または本スタジオが認める理由がある場合を除き、返還しません。

第20条 (営業時間、休館等)

- 1.本スタジオは、施設毎に、営業時間、定期休業日を別に定めるものとします。
- 2.本スタジオは、館内改装、施設改造又は修理、その他工事の場合や気象、災害等により営業が困難と判断した場合は、臨時休業とすることができます。
- 3.前2項の場合、法令の定め、または本スタジオが認める場合を除き、会員が負担する諸

費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。

4.本スタジオは、臨時休業が予定されている場合は、できるだけ早期に会員に対してその旨を告知または通知します。

第21条（持込物に関する責任）

1.本スタジオは、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません(マットを除く)。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。

2.本スタジオは、故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の盗難、滅失または毀損について一切損害賠償する責任を負いません。また、忘れ物につきましても、原則として2週間保管した後、処分させていただきます。

第22条（禁止事項）

会員が次の行為をすることを禁止します。

- (1) 他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）や施設スタッフ、本スタジオを誹謗、中傷すること。
- (2) 他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発する行為、他の会員もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為、または他の会員の利用の妨害行為等の威嚇行為または迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) 本スタジオの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) 他の会員や施設スタッフに対し、待ち伏せ、後をつける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- (8) 法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 刃物など、危険物をスタジオ内へ持ち込む行為。
- (10) スタジオ内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、宗教活動、署名活動。
- (11) 高額な金銭、物のスタジオ内への持ち込み。
- (12) 本スタジオの施設内の秩序を乱す行為。
- (13) 許可無く館内の撮影をすること。
- (14) 他の会員の会員証を当該会員の承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為。
- (15) 痴漢、覗き、露出等行為
- (16) 動物を館内に持ち込む行為
- (17) その他、本スタジオが会員としてふさわしくないと認める行為。

第23条（施設の利用制限・禁止・契約解約）

1.本スタジオは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本スタジオ施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本スタジオから本スタジオの施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第19条第1項に定める諸費用を支払わなければなりません。

- (1) 第7条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。
- (2) 本会則その他本スタジオの定める諸規則に違反したとき。
- (3) 支払方法の設定が確認できないとき（会員が支払方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします。）
- (4) 諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。
- (5) 破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申立があったとき。
- (6) 第8条2項に定める利用開始日以降、一度も利用がない期間が**3か月**以上経過した場合。
- (7) 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- (8) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
- (9) 医師から運動を禁じられていることが判明したとき。
- (10) 妊娠しており、医師の許可がないことが判明したとき。
- (11) 飲酒等により、酒気帯びしているとき。
- (12) 法令に違反したとき。
- (13) その他、本スタジオが会員としてふさわしくないと認めたとき。

2.前項に基づき本スタジオが本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、本スタジオはその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第24条（施設の閉鎖）

1.本スタジオは、次の各号のいずれかにより、営業の継続が困難または営業が不可能と判断するときは、本スタジオの施設の全部または一部を閉鎖することができます。

- (1) 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったとき。
- (2) 判決の言渡し、法令の制定改廃、または行政庁による処分（不利益処分を含みません。）、行政指導もしくは命令等があったとき。
- (3) 社会情勢の著しい変化があったとき。
- (4) 経営上必要があると認められたとき。
- (5) その他本スタジオの営業の継続が困難または営業不可能となる事情が生じたとき。

2.前項の場合、法令の定め、または本スタジオが認める場合を除き、会員が支払った諸費用が返還されることはありません。

3.本スタジオは、閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前までに会員に対してその旨を告知または通知します。

第25条（諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について）

本スタジオは、本会則に基づいて会員が負担する諸費用、利用範囲、利用条件および施設運営システム（会員種別、提供商品及び提供サービス等を含むがこれらにかぎらない。）について、本スタジオが必要と判断したときは、会員に対して原則として1ヶ月前までに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第26条（損害賠償責任免責）

1. 会員が本スタジオの施設利用中に、会員自身が受けた損害に対して、本スタジオは、本スタジオに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する一切の責任を負いません。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、本スタジオは、本スタジオに故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

第27条（会員の損害賠償責任）

会員が本スタジオの施設利用中に、本スタジオまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、損害を与えた会員が損害を賠償する等一切の責任を負うものとします。

第28条（会則の改正）

原則として本スタジオは1ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本会則を改正ことができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第29条（告知方法）

本会則における会員への告知方法は、施設内またはウェブサイト上に掲示する方法によるものとします。

第30条（本会則の発効）

本会則は2021年9月1日より発効します。

制定日：2021年9月1日